

昭島都市計画緑地の変更（昭島市決定）

昭島都市計画緑地に第3号武蔵緑地を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑地名			
緑地	第3号	武蔵緑地	昭島市 中神町字東武蔵野及び字東新畑各地内	約 0.07 ha	都市景観の向上に資する緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由 地域のうるおいやまちの景観向上に資する緑地の確保を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	緑地名			
緑地	第3号	武蔵緑地	昭島市 中神町字東武蔵野及び字東新畑各地内	約 0.07 ha	追加

昭島都市計画図

昭島都市計画緑地総括図 第三号武蔵緑地

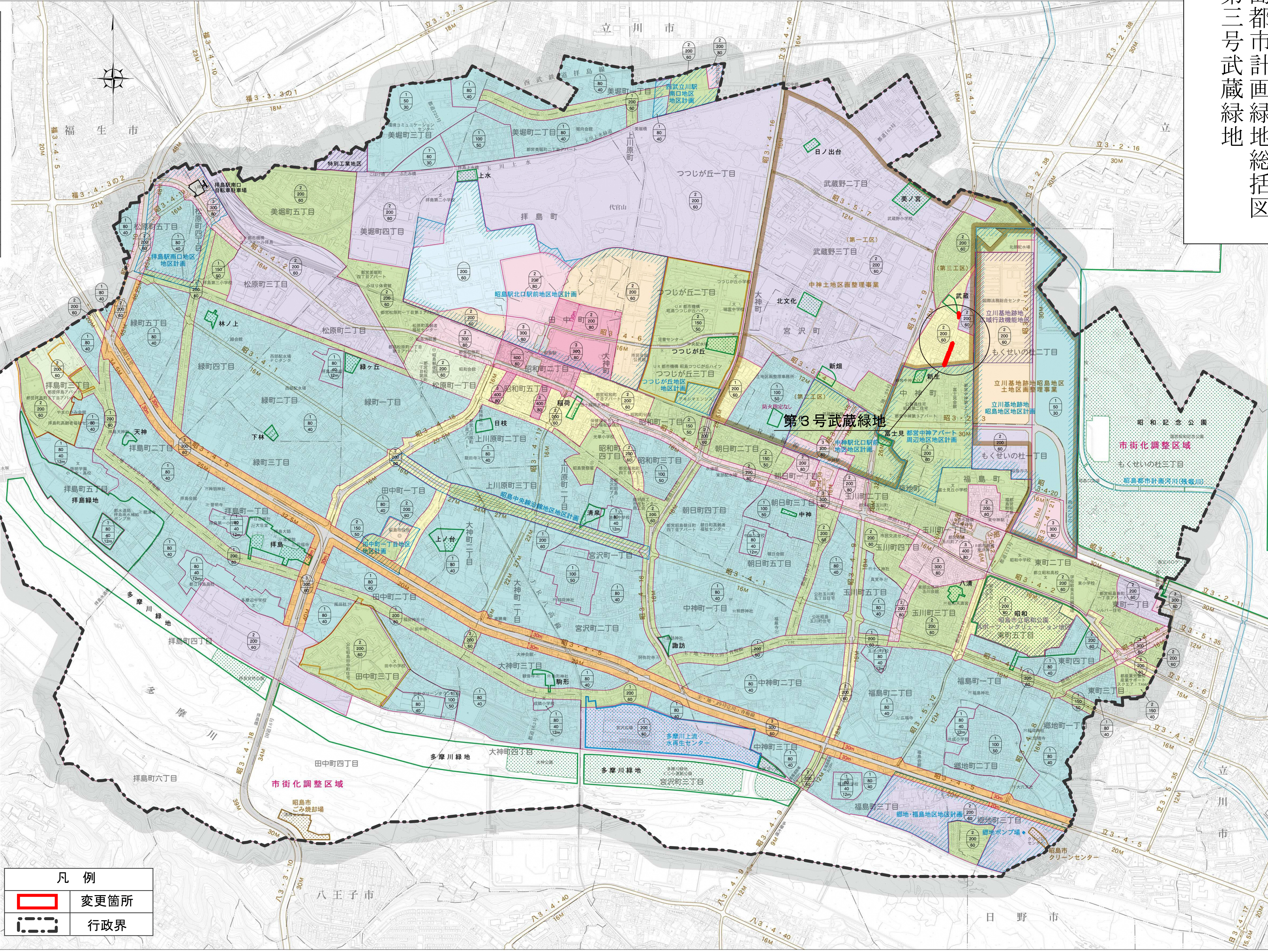
凡				例				
用 途 地 域 等				日 影 規 制				
表 示	用 途 地 域	建 容 率 (%)	高 度 区 域 (%)	防 火 指 定	規制 種 別	日 影 が 規制 さ れ る 建 築 物	規制される日影時間 規制される範囲 敷地面積が50㎡以上の水平投影 10m以内 10m 超える	測 定 水 平 面
					指定なし	(一)	軒の高さが7m を超える建築物 又は地階を除く 階数が3階以上 の建築物	3時間 以上
	第1種低層 住居専用地域	30	50	第1種	(二)		4時間以上 2.5時間以上	
		30	60					
	第1種中高層 住居専用地域	50	100	第1種	(一)		3時間 以上	2時間 以上
		50	150					
	第2種中高層 住居専用地域	60	200	第2種	(二)		3時間 以上	2時間 以上
		60	200					
	準住居地域	60	200	第1種	準防火	高さ10mを 超える建築物	4時間 以上	2.5時間 以上
		60	200					
	準工業地域	60	200	第2種	(一)		5時間以上 3時間以上	6.5m
		60	200					
	工業地域	80	200	第2種	(二)		4時間以上 2.5時間以上	4m
		80	300					
	近隣商業地域	80	300	第3種	防火		5時間以上 3時間以上	6.5m
		80	400					
	商業地域	80	200	第2種	準防火		4時間以上 2.5時間以上	4m
		80	300					
	商業地域	80	400	第3種	防火		4時間以上 2.5時間以上	4m
		80	400					
	準工業地域	60	200	第1種	準防火	高さ10mを 超える建築物	4時間 以上	2.5時間 以上
		60	200					
	工業地域	60	200	第1種	準防火		4時間 以上	2.5時間 以上
		60	200					
	都市計画区域				(一)	高さ10mを 超える建築物	4時間 以上	2.5時間 以上
	市街化調整区域				(二)		4時間 以上	2.5時間 以上
	特別用途地区				(三)		4時間 以上	2.5時間 以上
	都市計画道路				(四)		4時間 以上	2.5時間 以上
	都市計画駐車場				(五)		4時間 以上	2.5時間 以上
	都市計画公園・緑地				(六)		4時間 以上	2.5時間 以上
	下水道処理場・ポンプ場				(七)		4時間 以上	2.5時間 以上
	汚物処理場・ごみ焼却場				(八)		4時間 以上	2.5時間 以上
	都市計画河川				(九)		4時間 以上	2.5時間 以上
	一団地の住宅施設				(十)		4時間 以上	2.5時間 以上
	土地区画整理事業				(十一)		4時間 以上	2.5時間 以上
	地区計画				(十二)		4時間 以上	2.5時間 以上
	高度地区				(十三)		4時間 以上	2.5時間 以上
	容積率(%)				(十四)		4時間 以上	2.5時間 以上
	高度制限				(十五)		4時間 以上	2.5時間 以上

用途地域内の建築物の用途制限

各用途地域における住居の環境の保護、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限があります。

○～建てるための用途 △～建てるが、△、■、											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

凡 例	
	変更箇所
	行政界



*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網版)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 31 都市基盤部第 203 号、令和元年11月19日

*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 31 都市基盤部第 79 号、令和元年11月8日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交著第28号
（承認番号）3都市基街都第171号、令和3年8月26日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

昭島都市計画緑地 第3号 武蔵緑地

2 理由

本緑地は、昭島市都市計画マスタープランにおける第1地域内に位置しており、地域の水と緑のまちづくりの方針では、公共・公益施設の緑化を推進し、市街地における緑空間の拡大に努めることとしている。

本緑地は、中神土地区画整理事業の事業計画見直し対象区域内にある。この区域では、土地区画整理事業から他の事業手法に変更し、まちづくりを進めていく方針が令和3年5月に中神駅北側地域整備構想で定められた。続いて、本整備構想に基づき、事業手法の変更による道路・公園整備計画の見直しを行い、快適な都市生活を送れるまちづくりを早期実現することを目的として具体的な方針等を示した中神駅北側地域整備計画を令和4年9月に策定し、道路・公園の整備方針及び整備計画を定めた。その後、令和5年2月に中神土地区画整理事業の事業計画変更により、事業区域から除外された区域である。

中神駅北側地域整備計画の中で、区域内の武蔵公園の見直しに向けた代替性の検証において、近接する中神引込線通りに都市計画緑地を追加し、本区域や周辺の都市計画公園と合わせ、周辺の都市計画公園・緑地の充足が可能であるとしている

本案は、検証の結果廃止することとした武蔵公園の代替となる緑空間として、新たに都市計画公園に追加するむさしの公園から連続する緑と歩行者のネットワークを形成し、地域のうるおいやまちの景観向上に資する緑地の確保を図るため、都市計画緑地に追加を行うものである。